

第3次芦屋町行政改革大綱

(第2ステージ)

【実施年度 平成22年度～26年度】

自主、自立の自治体経営によるまちづくりを推進します

平成21年9月

芦屋町行政改革推進本部

目 次

1. これまでの行財政改革の取り組み	1
2. 大綱策定の趣旨	1
3. 行財政改革の基本姿勢	2
(1) 行財政運営の適正化・効率化	2
(2) 社会環境の変化への柔軟な対応	2
(3) 職員の意識改革	2
(4) 住民の参画と協働	2
4. 推進期間	2
5. 推進体制	3
6. 集中改革プランと数値目標	3
7. 行財政改革の重点推進項目	3
(1) 行政の担うべき役割の重点化	3
(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	3
(3) 定員管理及び給与の適正化等	4
(4) 人材育成の推進	4
(5) 公正の確保と透明性の向上	4
(6) 電子自治体の推進	4
(7) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保	5
(8) 議会	5

1. これまでの行財政改革の取り組み

本町は、これまで昭和 52 年の行財政の見直しをはじめとし、3 度にわたる行政改革大綱を策定し、組織や職員数の見直しを行うなど、一定の成果を上げてきました。その主な取り組み内容は次のとおりです。

昭和 52 年～ 行財政の見直し

- ・ 第 1 次事務事業の総点検

昭和 58 年～ 行財政計画の見直し

- ・ 第 2 次事務事業の見直し

昭和 60 年～ (第 1 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定

- ・ 各種補助金の 1 割カット、町議会議員定数削減、部制の廃止などを実施

平成 8 年～ (第 2 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定

- ・ 各種補助金の 1 割カット、各種委員会の見直し、町議会議員定数削減、組織機構の統廃合、職員数の削減などを実施

平成 16 年～ 各種施策の見直し

- ・ 各種補助金の 1 割カットなどを実施

平成 17 年～ (第 3 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定

- ・ 行政評価制度の導入、個人及び団体に対する補助金の見直し、指定管理者制度導入、給食調理業務の民間委託、収入役の廃止をはじめとする組織機構の見直し、住民参画まちづくり条例の制定、定員管理の適正化、職員給与の制度を見直し、及び給与カット、予算配当制などを実施

2. 大綱策定の趣旨

現在、国と地方を取り巻く行財政状況は厳しいものがあります。

国においては「官から民へ、国から地方へ」を掲げた地方分権改革及び三位一体の改革などにより国と地方との健全化をすすめています。これにより平成 16 年度においては、地方交付税など大幅な削減となり、今後もこの改革は推進される見込みです。

本町においては、平成 16 年度以前と同じ事業規模の予算を継続して行くと、保有する基金は平成 23 年度にはなくなってしまう、持続可能な行政運営ができなくなるとの予測に至りました。

このため、平成 16 年度において「芦屋町単独でのまちづくりに向けて」各種施策の見直しを行いました。

さらに、平成 17 年度からは、「自主、自立のまちづくりを推進します」をスローガンに、「行財政運営の適正化・効率化」、「社会環境の変化への柔軟な対応」、「職員の意識改革」、「住民の参画と協働」の 4 つの柱を基本姿

勢として、現下の最重要課題である行財政構造改革に取り組んできました。また、この推進期間を5年間とし、全庁的に短期間でこれに取り組むために集中改革プランを作成し、毎年推進状況を検証し、見直しを行い実施してきました。

その結果、17年度は38,000千円、18年度は287,000千円、19年度は375,000千円、20年度は365,000千円という効果額（対前年度比など）をあげることができ、20年度決算後の一般会計基金総額も36億円を確保するなど、一定の成果をあげることができました。

しかし、現在も基金の取崩しなくして、財政運営が出来ない状況であることには変わりありません。

このため限られた財源の効率的な運用を推進するとともに、将来を展望した人口対策等、新たな財源確保の具体化についても検討し、まちづくりの最上位計画たる芦屋町総合振興計画を推進するとともに、さらなる行財政改革を進めるために第3次行政改革の第2ステージに取り組みます。

3. 行財政改革の基本姿勢

行財政改革を推進する基本姿勢を次のように定め、改革に取り組めます。

(1) 行財政運営の適正化・効率化

健全な行財政運営を推進するため、行政サービスの適正水準及び適正負担により、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、住民生活の向上に努め、サービス精神と経営感覚に立脚した改革を進めます。

(2) 社会環境の変化への柔軟な対応

既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービス向上、制度・事業の企画立案（縮小、廃止を含む）に取り組み、改革を進めます。

(3) 職員の意識改革

すべての職員が自らの問題として取り組み、意欲を高め、主体的な創意工夫により改革を進めます。

(4) 住民の参画と協働

住民参画と住民との協働による、改革を進めます。

4. 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成22年度から26年度の5ヵ年とします。

5. 推進体制

町長を本部長とする『芦屋町行政改革推進本部』を中心とし、全職員で改革に取り組みます。

行財政改革は、行政組織内部はもとより、住民との共通理念に基づき、住民と行政の協働により推進していくことが重要です。そのため、住民の皆さんで組織された『行政改革推進委員会』からの意見や提言などを尊重するとともに、広報あしやや町ホームページにより、進捗状況などの各種情報を積極的に公開し、住民との情報の共有化に努め、改革を進めます。

6. 集中改革プランと数値目標

行財政改革を着実に推進するためには、定量的な目標設定を行うことが重要です。そのため、各年度における取組内容を具体的に示した集中改革プランを平成21年度中に作成し、その際には、職員の定員管理の適正化計画など、数値目標の設定を行います。

また、集中改革プランは、毎年度、進捗状況等を検証して、見直しを行い、新たに加えるべきものがあれば追加することとします。なお、推進期間の最終年度には、行財政改革全般にわたり総括をして、住民に公表します。

7. 行財政改革の重点推進項目

(1) 行政の担うべき役割の重点化

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、事務事業全般にわたり見直しを行い、民間委託を推進します。また、すべての公の施設についても、管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度の活用を図ります。(民間委託等の推進)

また、計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、経営の総点検を行い、独立採算を基本に更なる経営健全化を図ります。(地方公営企業の経営健全化)

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現させるため、行政情報の積極的な提供や住民参画を進め、住民や住民が参加する団体などが公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて支援します。

さらに、住民参画まちづくり条例の基本理念により地域協働のまちづくりを進めます。(住民と行政の協働によるまちづくりの推進)

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

少子高齢化等社会情勢変化に的確に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開できるよう、不断の見直しを行い、その都度柔軟に対応できる組織・機構と

します。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直すとともに、引き続き定員の適正化を推進します。(定員管理の適正化)

また、業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進し、給与等の状況を公表します。(給与の適正化)

さらに、職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるよう、点検・見直しを行ない、適正に事業を実施し、実施状況を公表します。(福利厚生事業)

(4) 人材育成の推進

限りある人員と予算で住民の負託に応え、質の高いサービスを提供するとともに、住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民ニーズに敏感且つ柔軟に対応していくことや、創造的自治体経営に貢献できるなどの、人材育成が必要であり、これには、これを遂行する職員の意識改革が求められます。

このため、人材育成基本方針にのっとり、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことなどにより、人材育成を推進します。また、能力・実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組みます。

(5) 公正の確保と透明性の向上

情報公開制度の的確な運用に努め、行政の持つ情報については、プライバシー保護に配慮をしながら、公開していくとともに、パブリックコメント手続制度(※)などを活用することにより、住民の意向を反映できる体制づくりを進め、公正の確保と透明性の向上に努め、住民への説明責任を図ります。

(※パブリックコメント手続制度：行政などの意思決定、政策立案過程で広く住民などに素案を公表して意見を募ること)

(6) 電子自治体の推進

住民サービスの向上を図るため、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政ネットワーク(LGWAN)などの利活用等を推進します。

また、業務の共同・広域処理について、情報システムの品質向上

及び、コスト削減を図るため、その体制づくりを推進します。

(7) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保

限られた経営資源を効率よく運用する仕組みとして、行政評価システムを確立し、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）の行政マネジメントサイクルにより効果的な行政運営を進めます。（行政評価システムの効果的な活用）

総合振興計画基本構想の将来像の実現を目指し、組織ごとの目標及び組織が果たすべき使命などを明らかにして町の方針・目標が全庁的に浸透且つ展開していく仕組みづくりを推進します。（目標管理型行政運営の推進）

住民アンケートを定期的実施するなどして、施策に対する満足度・納得度の費用対効果を把握し、反映・活用します。（住民ニーズの把握による施策反映）

財政状況を分析し、事務事業の見直しなど経費全般について徹底的な見直しを行い、行財政改革を踏まえ自主的、主体的に財政構造の改善を図ります。（経費の節減合理化等財政の健全化）

さまざまな団体等に対する補助金については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて検証し、整理合理化を推進します。（補助金等の整理合理化）

地域の実情等も勘案しつつ、公共工事の入札・契約制度を見直すとともに、住民の信頼を確保するため、情報の公開を進めます。（公共工事）

公共施設については、広域的利用、需要の多い利用目的への転用、施設の改修等により、できる限り、既存施設の有効利用を行なうとともに、効率的運用を推進します。なお、公共施設を新設する場合は、当該施設の機能・役割、運営方法、利用見込み、維持管理経費等の多角的検討を行なったうえで決定するとともに、広域的観点からも調整を図ります。（公共施設）

受益者負担の適正化や徴収率の向上に取り組むとともに、積極的な町有地の売却やそれによる税込増及び競艇事業の更なる経営改善などにより自主財源の確保を図ります。（自主財源確保の推進）

(8) 議会

行財政改革は、執行機関が議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組み、住民をはじめ、関係方面の理解と協力により推進できるものです。

議会は、行政改革大綱等の進捗状況や行政評価の結果等の報告を求める等、執行機関に対する監視機能を高めるとともに、住民の多

様な意見を把握し、集約・反映させるための取り組みを進めていた
だくようお願いすることとします。